

令和6年中の収入等の申告受付について

この申告は、令和7年度の町県民税等の算定資料となるとともに、所得証明書の基礎資料となる大切なものです。

令和7年1月1日にお住まいの市区町村での申告になります。1月2日以降に高鍋町に転入された方は、1月1日にお住まいだった市区町村へお問い合わせください。

■必要なもの■

- ・収入（令和6年1月から12月の間に発生したもの。以下同じ。）が分かるもの（源泉徴収票、支払証明書、帳簿など）
- ・各種控除証明書（医療費の領収書は、人・病院ごとにまとめておいてください）
- ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
- ・本人名義の口座番号（所得税の還付がある場合に必要）

■申告不要の方■

- ・収入が公的年金のみで98万円以下の方（昭和35年1月2日以後生まれの方）・・・①
- ・収入が公的年金のみで148万円以下の方（昭和35年1月1日以前生まれの方）・・・②
- ・収入が年末調整されている給与のみの方で、年末調整の内容に変更がない方

■公的年金のみ（上記①・②以外）の方■

公的年金の収入が400万円以下の方は申告の必要はありませんが、扶養、医療費などの控除がある場合、申告により所得税・住民税額が変わる場合があります。ご不明な方は、源泉徴収票をお持ちいただき、事前に町民税係までご相談ください（☎26-2011）

■令和6年中に収入がなかった方■

令和6年中に収入がなかった方は、「収入がなかった」という申告が必要です。

ただし、高鍋町内にお住まいの方から「税法上の扶養」にとられている方は、申告の必要はありません。

なお、高鍋町外にお住まいの方から「税法上の扶養」にとられている方は、その情報は高鍋町には届きませんので、申告が必要です。

■パソコン・スマートフォンからも申告できます！■

インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカードを利用すれば、ご自宅から申告できます。

「スマートフォンで申告したいけどやり方が分からない」「自分1人で申告するのは不安」という方には、申告受付会場でパソコン・スマートフォンでの申告のサポートを行います。

パソコン・スマートフォンでの申告は
国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」から！

➔

作成コーナー




詳しくは高鍋町役場 税務課 町民税係（☎26-2011）まで